

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書
(自 令和6年8月1日 至 令和7年7月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 和順

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 岐阜県瑞浪市北小田町二丁目 296 番地の 3

(3) 設立認可年月日 平成 22 年 11 月 10 日

(4) 設立登記年月日 平成 22 年 12 月 15 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	安藤 圭	野田整形外科 管理者
理 事	安藤 玲子	
理 事	安藤 真由美	
監 事	多和田 裕	

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	野田整形外科	2111600884	岐阜県瑞浪市北小田町 二丁目 296 番地の 3	0 床

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年9月30日 令和5年度決算の決定

令和7年7月31日 令和7年度の事業計画及び収支予算の決定

令和7年7月31日 令和7年度の借入金額の最高限度額の決定

様式 26-3

法人名 医療法人 和順

※医療法人整理番号 0 0 6 9 3

所在地 岐阜県瑞浪市北小田町二丁目296番地の3

財 産 目 録
(令和7年7月31日現在)

1. 資 産 額	153,905 千円
2. 負 債 額	103,527 千円
3. 純 資 産 額	50,378 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		127,990
B 固 定 資 産		25,915
C 資 産 合 計 (A + B)		153,905
D 負 債 合 計		103,527
E 純 資 産 (C - D)		50,378

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。			
土 地	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))		
建 物	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))		

様式26-1-2（新法：診療所を開設する医療法人）

法人名医療法人 和順

※医療法人整理番号00693

所在地岐阜県瑞浪市北小田町二丁目296番地の3

貸借対照表
(令和7年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	127,990	I 流 動 負 債	12,514
II 固 定 資 産	25,915	II 固 定 負 債	91,012
1 有 形 固 定 資 産	24,639	負 債 合 計	103,527
2 無 形 固 定 資 産	31	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	1,243	科 目	金 額
		I 資 本 剰 余 金	0
		II 利 益 剰 余 金	14,378
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		IV 基 金	36,000
		純 資 産 合 計	50,378
資 産 合 計	153,905	負債・純資産合計	153,905

様式26-2-2（診療所を開設する医療法人）

法人名医療法人 和順

※医療法人整理番号00693

所在地岐阜県瑞浪市北小田町二丁目296番地の3

損 益 計 算 書
(自 令和6年8月1日 至 令和7年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	302,526
2 事業費用	269,659
本来業務事業利益	32,867
事業利益	32,867
II 事業外収益	516
III 事業外費用	682
経常利益	32,702
IV 特別利益	228
V 特別損失	0
税引前当期純利益	32,930
法人税等	79
当期純利益	32,850

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 和順
理事長 安藤 圭 殿

私は、医療法人和順の令和 6 会計年度（令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 9 月 25 日

医療法人 和順

監事 多和田 裕